

令和5年度 第1回 公共調達監視委員会議事録

日 時 令和5年6月27日(火) 14:00~16:00
会 場 鹿児島合同庁舎3階 第2会議室

出席委員(敬称略)

小山 正俊(大学教授)

大脇 通孝(弁護士)

森 征一郎(税理士)

1 開会

2 総務課長あいさつ

3 委員長選出

小山委員を委員長に選出

4 審査等

事務局から、今回の審査案件は令和5年1月から同年3月までに契約が締結された「物品・役務等の競争入札によるもの」が11件、「物品・役務等の随意契約によるもの」が3件であることを説明し、本年6月6日に開催した公共調達審査会における審議において、全ての案件について承認されたことが報告された。

審査案件について、事務局の会計第一係長及び第二係主任が、公共調達監視委員会審査調書等により説明を行った。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びこれらに対する事務局の回答は、以下のとおりである。

以下、質疑応答

※会計第一係長より資料説明

(委員) 担当のすみ分けはどのようになっているか。

(担当) 消耗品及び役務の関係の調達を会計第一係が担当し、高額な備品などの調達は会計第二係の担当しており、後ほど説明させていただきます。

【競争入札:整理番号1】椅子等家具什器類その他消耗品の購入及び不用椅子の引取り

意見等特になし

【随意契約:整理番号1】鹿児島労働局監督課、雇用環境・均等室、職業安定課外5監督署における書籍の購入

(委員) 書籍は、職員が使用するのか。

- (担当) 監督署などの職員を中心に使用している。
- (委員) 数量の内訳が 1,200 冊と多いが職員だけでそんなに使用されているのか。
- (担当) 内容が充実しているため、労働局、監督署等で使用され、事業所にも配布している。以前は、所属ごとに発注され、それぞれ調達を行っていたが、今回は総務課でとりまとめて行ったため、このように多くの数量となったものである。
- (委員) 商品名が鹿児島版となっており、本県独自の情報が記載されているイメージがあるが、契約の相手方が県外となっている理由は如何に。
- (担当) 最低賃金など都道府県により異なる部分も一部あるが、「労働関係法」は全国共通のものであり、内容の特殊性を鑑み、随意契約を行った事業所から発注を行ったものである。また、今回調達を行った書籍は、契約業者が唯一の発刊元であり、書店に卸していないことから随意契約を行ったものである。
- (委員) 了解した。

※会計第二係主任より資料説明

【競争入札：整理番号 2】名瀬労働基準監督署及び名瀬公共職業安定所 電話機設備一式更新
意見等特になし

【競争入札：整理番号 3】川内公共職業安定所宮之城出張所における防犯カメラ設置作業
意見等特になし

【競争入札：整理番号 4】国分公共職業安定所における防犯カメラ増設作業
意見等特になし

【競争入札：整理番号 5】大隅公共職業安定所及び志布志市ふるさとハローワークにおける窓口受付装置更新作業
意見等特になし

【競争入札：整理番号 6】指宿公共職業安定所における防犯カメラの設置作業
意見等特になし

【競争入札：整理番号 7】伊集院公共職業安定所における防犯カメラの設置作業
意見等特になし

【競争入札：整理番号 8】国分公共職業安定所大口出張所における防犯カメラの設置作業
意見等特になし

【競争入札：整理番号9】鹿児島公共職業安定所熊毛出張所における防犯カメラの設置作業

意見等特になし

【競争入札：整理番号10】鹿児島労働局職業安定課外3拠点におけるシュレッダーの更新作業

意見等特になし

【競争入札：整理番号11】鹿児島労働局倉庫（鹿児島維持出張所）における事務機器類購入

意見等特になし

【随意契約：整理番号2】証拠保全用高速デuplicレーター購入

(委員) 随意契約の整理番号「2」の証拠保全高速デuplicレーターとは何か。

(担当) 事業所に赴き、残業の調査を行う際、パソコンの稼働時間がどれ位あるか、何時から何時まで残業を行っていたかを精査するために使用するソフトである。当該機器のソフトを事業所のパソコンに使用し、ハードディスクをコピーすることにより、事業所のパソコンを持ち帰ることなく、残業時間を確認することができる。

(委員) 証拠保全とは如何に。

(担当) 残業隠しが疑われる事業所を調査する際、タイムカード等の書類で確認する方法もあるが、証拠保全高速デuplicレーターのソフトを使用し、対象者のパソコンの電源がいつ入り、電源がいつ落とされたかを抜き出せるプログラムを活用し、全国の監督署や各労働局が事業所へ調査に入り、長時間労働の摘発や是正を行っている。本人の申告と事業所の申告双方を確認する際、本人のパソコンの使用状況を当該機器に付随するソフトで抜き出すことにより証拠保全を行っている。

【随意契約：整理番号3】名瀬労働基準監督署防犯カメラ新設工事

(委員) 他の所属の防犯カメラ設置作業は、競争入札を行っているが、本案件のみが契約内容から随意契約となっている理由は如何に。

(担当) 本案件については、本省から急遽令和4年度予算の示達があり、離島という地理的な観点から、備品等の発注や納品に時間を多大に要すことなどから年度内に設置完了が可能か複数業者へ確認を行ったところ一者のみ可能との回答があったため、その業者と随意契約を行ったところである。

(委員) 競争入札の整理番号「2」の電話機設備一式更新は、同じ名瀬監督署の案件であり、同時期の契約にも関わらず競争入札を行っており、本案件のみが随意契約となったことを疑問に思い、確認した次第である。本案件は、急遽決定した事案であると同えるが、本来は競争入札を行い、適正価格で契約を行う必要があるのではないかと考えるがその点は如何に。

(担当) その点について補足させていただくと、厚生労働省より各局において防犯カメラの設置を行うよう全国の労働局へ通知があり、さらに未設置

の官署については令和4年度内に速やかな設置を行うよう指示が年末にあったところである。そこで、年明け早々に年度内の着工及び工事完了が可能な事業所を募ったところ、離島という地理的な観点からも管内においては一者しかなく、随意契約に至ったものである。

なお、契約業者以外にもう1者にも年度内の工事着工及び完了の可否について依頼を行ったが、時間的な制約から断られた経緯があったことも申し添える。

(委員) 管内の他の事業所は、令和4年度内の防犯カメラ設置工事は契約業者以外できなかつたという理解でよいか。

(担当) 貴見のとおりである。

5 案件の承認

全案件について、委員からの異議はなく、すべて承認された。

6 閉会